

第77回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成23年8月8日（月）

招集場所 米子市役所401会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄
7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭
13番 石橋 明広 14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長）

欠席委員 なし

事務局 田村事務局長 大許農務係長 宅和主幹、道下主幹

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第23号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第24号 米子市農用地利用集積計画の内容訂正の決定について

6 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

農地部会長をおおせつかりました、松原です。もとらないものですが、皆様のご協力をえて、1年間がんばっていききたいのでよろしくをお願いします。

そういたしますと、第77回農地部会を開催いたします。まず最初に、日程3の議席の決定ですが、米子市農業委員会農地部会会議規則第7条の規定により議席の決定を求めます。

議席の決定は、先ほどの抽選のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議なしと認め、議席の決定は先ほどの抽選のとおりとすることに決定いたしました。

それでは、議席番号と氏名を事務局、報告してください。

事務局 (大許主幹)

議席番号を報告します。1番 竹谷 捷昭委員、2番 船岡 市秋委員、3番 松林 貢委員、4番 安田 浩委員、5番 精

山 悦子委員、6番 尾坂 宣雄委員、7番 大太 年廣委員、8番 本池 操委員、9番 藤本 昌弘委員、10番 大縄 敬次委員、11番 遠藤 泰三委員、12番 田中正昭委員、13番 石橋 明広委員、14番 伊塚 定弘委員、15番 田邊 雄一委員、16番 高西 史郎委員、17番 松原 幹人委員、以上でございます。

議長（松原委員）

次に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

それでは、議席番号1番の竹谷 捷昭委員と議席番号2番の船岡 市秋委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者はございません。

それでは審議に入ります。初めに5ページの議案第21号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。始めに、6ページ、番号27の蚊屋についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・松原部会長から竹谷部会長職務代理へ）

議長（竹谷委員）

議長を交代いたします。6ページ、番号27のについて、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号27の蚊屋について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、規模拡大のため、親族から借りて耕作してきた農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は784aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（竹谷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

17番（松原委員）

譲受け人が、規模拡大のため、現在借り受けて耕作している農地 2,589 m²を売買により取得しようとするものです。譲り渡し人の希望により売買するものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（竹谷委員）

そういたしますと、事務局説明と地元委員さんより説明がございましたが、ご意見、ご質問等ありましたら。

（異議なしの声あり）

議長（竹谷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・竹谷部会長職務代理から松原部会長へ）

議長（松原委員）

6ページ番号28の夜見町について事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号28の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、規模拡大のため、親戚所有の農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は41aです。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4番（安田委員）

現地調査をした結果、なんら問題ないと思います。

議長（松原委員）

はい、ありがとうございます。ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がござい

ますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号29、淀江町本宮について事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号29の淀江町本宮について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は114aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 (松原委員)

続きまして、地元委員さん何か報告がございますか。

9番 (藤本委員)

事務局から報告がありましたとおり、議案にあります、譲受人、譲渡人がそれぞれ了解されて売買することになったものです。

許可要件については、なんら問題ないと思います。

議長 (松原委員)

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号30、淀江町福頼について事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号30の淀江町福頼について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、農業経営の主体となるため農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は56aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さん何か報告がございますか。

9番（藤本委員）

議案にありましたとおり、奥さんに経営主体を渡すものです。夫の方は、商売をしております、そちらに専念し、農業には専念できないということで、奥さんに贈与により所有権を移転し、経営主体にするというものです。許可要件については、問題ないと思われますのでよろしくお願いたします。

議長（松原委員）

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

つづきまして、8ページの議案第22号をお願いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号24の安倍について、地元委員さんから説明をお願いたします。

1番（竹谷委員）

安倍の分は、今日最初に見ていただいたものでして、周りが住宅地、上下水道も通っておりますし、許可するのに別に支障ないと思われますので、よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

ただ今、番号24について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

6番（尾坂委員）

質問ではないですが、安倍とか団地の中に入ることは、あまりありませんが、団地化されたこのような中の3畝とか4畝とかの農地で、今回、見て回って農業をするようなところでもないし、宅地とか駐車場にすることはいいことではないかと思ったところです。

議長（松原委員）

ほかになにか、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号25の両三柳について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

10番（大縄委員）

25番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、両三柳の田で面積は577㎡です。

申請者は現在、申請地の隣の自宅で家族2名で暮らしておりますが、長男家族3名が同居してくることになり、車を置くスペースが必要となり、既存の車庫を取り壊し進入路とすることにより、申請地に自家用の駐車場4台分、とあわせて、来客用の駐車場2台分及び庭の設置を計画したものです。

土地改良区、実行組合、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、番号25について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号26の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（安田委員）

今日バスで、2番目に見ていただいたところの、彦名町の畑で面積は391㎡です。

申請者は、彦名町のアパートに家族4人で生活しておりますが、手狭になったため、住宅の建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、水道管・下水道管が埋設された道路沿いにあり、また500m以内に2箇所の医療施設があることから、第3種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われましますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号26、彦名町について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号27の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（安田委員）

27番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は315㎡です。

申請者は、今年結婚して新生活を始めるために、母の土地を借りて新居の建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、水道管・下水道管が埋設された道路沿いにあり、また500m以内に医療施設と公共施設があることから、第3種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号27について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号28の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

佐陀で1番最初に見ていただいた、病院の駐車場の横の土地ですけれども、申請者は議案のとおりです。申請地は、見ていただいた畑で面積は1505㎡です。

申請者は、病院・介護老人保健施設の経営を行っている社会医療法人で、この度、米子東病院及びル・サンテリオンよどえの敷地に隣接する土地に、医療・介護のサービス付高齢者向け住宅の建築を計画したものです。

地元の、水利組合の同意、隣接耕作者の同意もありますし、なんら、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号28について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号29の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

これも、取得者は、さきほどの申請と同一の人ですが、2番目に見ました、道路を挟んで両サイドを駐車場に増設をしようとしたものです。地元の排水同意もありますし、なんら、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号29について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号30の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

最後に見ていただいた、歯科医院の隣地ですが、使用貸借で土地を借り、住宅を計画されたものですが、申請者は、皆生新田のアパートに家族4人で生活していますが、手狭になってきたため、祖父の土地に住宅の建築を計画したものです。

実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。

水道管・下水道管があり、転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、番号29について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、11ページ、議案第23号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

12ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が12件、転貸に係る担い手育成機構借入れの設定が9件、それに伴う機構からの転貸が1件ございます。

それでは、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号8-1から番号8-12まで一括して審議いたします。事務局から説明を

お願いいたします。

事務局（大許係長）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、12筆 16,526㎡、
畑に関するものが、20筆 16,477㎡、ございます。

番号8-1 貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、107aとなっております。

番号8-2は、再設定となっております。

番号8-3は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、71aとなっております。

番号8-4は、再設定となっております。

番号8-5から8-6は、鳥取西部農協が利用権設定により農地を借り入れて農業経営をするというものです。経営面積は、117a
となっております。

番号8-7は、貸人の耕作不便等による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、357aとなっております。

番号8-8は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借りです。経営面積は、179aとなっております。

番号8-9は、再設定となっております。

番号8-10から8-11は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、9,582 aとなっております。

番号8-12は、借人の要望による設定で解除条件付の契約となっており、設定後の経営面積は、30aとなっております。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番号8-1から番号8-12まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

16番（高西委員）

ちょっと聞いてみるが、農協は管理せんといっていたが、農協は、管理はしないのではないか。

事務局（大許係長）

農協が借りて自分で経営をされます。

16番（高西委員）

前に、総会で農地利用集積円滑化事業の説明があった時、農協は管理をしないといていた。農協は委任を受けたものを幹旋せず、自分で管理をしないといた。農地利用集積円滑化規定の承認を受けて、米子市と大山町がお願いすることになったが。自分で農業をしない人の中には、農地を委任したい人がいると思う。人によって管理をする、しないでは困る。どの場合は農協が管理をする、どの場合は、管理しないのか。

事務局（大許係長）

分からないので、今月の議案にあるように農協が直接利用権設定をする場合と、農地利用集積円滑化事業により土地所有者より委任を受けて貸し付ける場合の仕分けを、農協より聞いて来月、説明したいと思います。

議長（松原委員）

来月の農地部会でこの事について、説明してください。ほかに、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。続きまして19ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借入れを行う案件と、それに関連して23ページでございますが、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、19ページから20ページは、農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

続きまして、23ページ番号8-1は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、農業生産法人に転貸を行う案件で、設定後の経営面積は、742aでございます。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

担い手育成機構が借入れて転貸する案件について事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定いたします。

次に26ページ、議案第24号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の内容訂正の決定について、別紙農用地利用集積計画（訂正案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

27ページについて、事務局より説明をお願いいたします

事務局（大許係長）

6月の農地部会で決定した、米子市農用地利用集積計画の中に誤りがありましたので修正するものです。内容といたしましては、農用地利用集積計画の中の番号6-3の利用権を設定する者「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇 ほか1」に訂正するものです。

議長（松原委員）

訂正案について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

28ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号10から番号13までの4件を受理しております。

29ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号19から番号31までの13件を受理しております。

32ページ（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号6から番号8までの3件を受理しております。

33ページ（4）非農地現況証明について、番号6から番号8までの3件を受理証明しております。

続きまして、34ページ、(5)農地転用現況確認書交付について番号9の1件を交付しております。続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと、報告いたします。

第4条1件、5条4件すべて許可になっています。以上でございます。

議長 (松原委員)

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

(意見なしの声あり)

議長 (松原委員)

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局 (大許係長)

お手元に配布しております平成23年8月部会連絡事項をご覧ください。まず、1番目に広報特別部会委員について総会の時に役員に一任するということになっておりました。今回、委員さんに山田博美委員、吉沢一誠委員、竹谷捷昭委員、小林秀美委員、渡辺昭洋委員、高西史郎委員、精山悦子委員をお願いすることになりました。第1回の広報特別部会を8月23日、午前10時より予定しておりますのでよろしくお願ひします。文書は後日送付いたします。

2番目に農業委員等の公務災害共済保障制度についてでございます。お手元にパンフレットをお配りしております。今まで、A型2口、2000円に加入しておられました。掛金を9月報酬より差引きさせていただき、引き続き加入の手続きをしたいと思ひますがよろしいでしょうか。(了解)

3番目に平成23年度農業委員地区別研修会が8月31日、午後1時30分より米子コンベンションセンターで開催されます。新任の農業委員を対象とした研修会ですが、再任された委員さんもいいそうです。出席者の報告をする必要がありますので、出席される方は15日までに報告願ひします。

3番目に配布資料です。とっとり農業会議情報(第20号)、農業者年金のパンフレット、農業委員業務必携、事務局の事務

分担表をお配りしております。農業委員活動報告書の提出をお願いいたします。以上です。

議長（松原委員）

これを持ちまして、第77回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時55分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

委 員

委 員